

各 位

平成25年6月7日

会 社 名 若築建設株式会社 代表 者名 代表取締役社長 菅野 幸裕 (コード番号 1888 東証第1部) 問合せ先 常務執行役員 財務部長 衣非 勉 TEL (03)3492-0273

自己株式を活用した第三者割当による第1回新株予約権(行使価額修正条項付) の発行及びファシリティ契約に関するお知らせ

当社は、平成25年6月7日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当による新株予約権(行使価額修正条項付)(以下「本新株予約権」といいます。)の発行及びファシリティ契約の締結を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

1. 券	集の慨安	
(1)	割 当 日	平成 25 年 6 月 25 日
(2)	発行新株予約権数	6, 198 個
(3)	発 行 価 額	本新株予約権1個当たり116円(総額718,968円)
(4)	当該発行による	潜在株式数:6,198,000株
	潜在株式数	上限行使価額はありません。
		下限行使価額は42円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、
		6, 198, 000 株です。
(5)	資金調達の額(新株予	673, 498, 000 円 (差引手取概算額) (注)
	約権の行使に際して出	
	資される財産の価額)	
(6)	行 使 価 額 及 び	当初行使価額 110 円
	行使価額の修正条件	行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前取引日(以下
		「取引日」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」と
		いいます。)の取引日をいいます。)の東京証券取引所における当社普通
		株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格の 94%に相当する金額に
		修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使
		価額を修正後の行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8)	割 当 予 定 先	SMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)
(9)	そ の 他	当社は、SMBC日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効
		力発生後に、本新株予約権の買取に関する契約(以下「本新株予約権買
		取契約」といいます。)を締結する予定です。本新株予約権買取契約に
		おいて、SMBC日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予

約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が定められる予 定です。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、当社、子会社8社、関連会社1社で構成され、建設事業及び不動産事業を主な事業の内容としております。設立以来120年余、海洋土木事業のパイオニアとして、豊かな未来を創造するため着実に歩を刻み、国内物流や海外との貿易活動の拠点となる港湾施設、国際化が進みニーズの高まる空港施設、さらに、都市開発に伴うインフラ事業、工場、医療・福祉施設の建設等、「人にも自然にも調和した環境づくり」を目指した事業を展開してまいりました。

建設業を取り巻く環境は、ここ数年間は東日本大震災の復興需要等により政府建設投資の増加が見込まれるものの、政府の財政状況等により基本的には逓減傾向にあり、また緩やかな回復が見込まれる民間建設投資も海外経済の影響等により不透明な状況で推移しております。今後は国際競争力の増強や国民の生命・財産を守る観点からの社会資本整備が求められておりますが、国内建設市場の持続的な拡大は見込めない状況が想定されます。

一方、国の施策として、港の強化と国際競争力の増強を目的とした国際コンテナ戦略港湾・国際バルク戦略港湾の指定といった成長戦略が志向されるなど、当社グループが得意とする海洋土木分野については需要が増える見込みであります。

このような状況に対処すべく、当社は新たに主に港の航路や泊地に堆積した土砂を掘削し、水深を確保する浚渫工事を行う特殊な作業船である大型グラブ浚渫船を建造することを決定いたしました。浚渫船の新造により、沿岸地域における浚渫・埋立、防波堤、護岸、海底トンネル等の土木工事の受注獲得に有利に働くことが期待されます。

今般の資金調達は、浚渫船の建造資金の一部に充当いたします。但し、当社株式の株価動向等の状況により、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合は、銀行借入によって対応し、その後本新株予約権の行使による資金調達ができた場合は、その借入金の返済に充当いたします。また、本資金調達は既存株主の利益に配慮しつつ自己資本の充実を実現し、財務健全性の強化を図ることも目的としております。

具体的な今般の資金調達方法を選択した理由につきましては、後記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(2)資金調達方法の選択理由」、具体的な資金使途につきましては、同「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。当社グループは、今般の資金調達の達成により将来的に企業価値の向上がなされることで既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと確信しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がSMBC日興証券に対し、行使期間を3年間とする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額の修正条項の内容は、別添の新株予約権発行要項第10項に記載されています。)を第三者割当の方法によって割当て、SMBC日興証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社はSMBC日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契

約及び以下の内容を含んだファシリティ契約を締結する予定です。

【ファシリティ契約の内容】

ファシリティ契約とは、当社とSMBC日興証券との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めるものであり、以下のとおり、ファシリティ特約期間中は原則として当社が行使要請を行った場合に限り本新株予約権の行使を可能とすること、SMBC日興証券は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等を規定するものです。

- ① SMBC日興証券は、平成25年7月1日から平成28年3月31日までの期間(以下「ファシリティ 特約期間」といいます。)においては、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の行使期間内 であっても、ファシリティ契約の規定に従って行使する場合のほか、本新株予約権を行使しないこ とに同意します。
- ② 当社は、ファシリティ特約期間において、ファシリティ契約の規定に従い、随時、何回でも、SM BC日興証券に対して本新株予約権の行使を要請する期間(以下「行使要請期間」といいます。)及 び行使要請期間中にSMBC日興証券に対して行使を要請する本新株予約権の個数(以下「行使要 請個数」といいます。)を定めることができます。
- ③ 当社は、行使要請期間及び行使要請個数を定めたときは、行使要請期間の初日の前取引日までに、 SMBC日興証券に対して通知(以下「行使要請通知」といいます。)を行います。なお、当社は、 行使要請通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。
- ④ 当社は、当社に重要事実等が生じた場合には、かかる事実等について公表がされた後でなければ、 行使要請通知を行うことができません。
- ⑤ 当社が行使要請通知を行った場合、SMBC日興証券は、行使要請通知に定める行使要請期間中に おいて、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力します。但し、SM BC日興証券は、本新株予約権を行使する義務は負いません。
- ⑥ 1回の行使要請通知に定める行使要請期間は、20取引日以上の期間です。
- ⑦ 1回の行使要請通知に定める行使要請個数は、100個以上、6,198個以内の範囲です。
- ⑧ 当社は、SMBC日興証券に対し、撤回通知を交付することにより、その時点で未行使の行使要請個数のある行使要請通知を撤回することができます。但し、行使要請通知に係る残存行使要請期間(撤回通知が行われた日(当日を含みます。)から当該行使要請通知に係る行使要請期間終了日までの期間をいいます。)が3取引日未満である場合を除きます。なお、当社は、撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。
- ⑨ 3年間の行使期間のうち最後の3か月間は、自由裁量期間となり、SMBC日興証券は自社の裁量で自由に行使することが可能となります。

(2) 資金調達方法の選択理由

今回の資金調達の後、本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の議決権総数123,169個(平成25年3月31日現在)に対して5.03%の希薄化が生じます。もっとも、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式には全て当社が有する自己株式が充当される予定となっているため、本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数は増加しません。

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制するとともに、当社の意思・判断によって機動的かつ柔軟な資金調達を行うための自由度を確保すること、及び当社の自己資本の充実を実現し、財務健全性の強化を図ることが可能な資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

上記資金調達方法の検討にあたっては、借入等のデット性資金の調達、あるいは公募増資等その他のエクイティ性資金の調達についても検討いたしましたが、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制するとともに、今回の資金調達は長期的かつ安定的な成長戦略の実現に向けた設備投資資金に充当することを目的としていること及び平成 20 年 3 月末日時点に 292 億円あった自己資本が、平成 23 年 3

月期までの3期連続の純損失計上により、平成25年3月末日時点では148億円にまで減少しており、自己資本の充実を実現し、財務健全性の強化を図ることが可能な資金調達を行うことを重点に置いていることから、資金調達金額や時期を相当程度コントロールできるエクイティ性資金の調達が最適であると考えました。そのような状況の中、SMBC日興証券より、第三者割当による本新株予約権の発行及びファシリティ契約のご提案をいただきました。

ファシリティ契約とは、上記「3.資金調達方法の概要及び選択理由(1)資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社とSMBC日興証券との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めるものであり、ファシリティ特約期間中は原則として当社が行使要請を行った場合に限り本新株予約権の行使を可能とすること、SMBC日興証券は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等を規定するものです。ファシリティ契約上、SMBC日興証券は本新株予約権の行使義務を負いませんが、本新株予約権及びファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が主体的に資金調達金額や時期を相当程度コントロールすることができる調達手段であると考えられます。さらに、上記の通り、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式は全て当社が有する自己株式が充当される予定であることから、本新株予約権の行使による当社の発行済株式総数の増加を抑えることができるため、既存株主に与える影響を抑えながら自己資本の充実を実現し、財務健全性の強化を図ることが可能であると考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、上記記載の背景並びに以下に記載する本資金調達方法の特徴及び他の資金調達方法との比較を総合的に勘案した結果、ファシリティ契約付の本新株予約権の発行による資金調達が現時点における最良の選択であると判断いたしました。

【本資金調達方法の特徴】

本資金調達方法の特徴は、以下のとおりとなります。

① 本新株予約権の行使の制限

ファシリティ特約期間においては、(i)当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、当社の意思決定に基づき、機動的かつ柔軟な資金調達が可能であり、(ii)当社が本新株予約権の行使を要請しない限り、SMBC日興証券は本新株予約権を行使できないこととなっています。

② 希薄化

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は6,198,000株で一定であるため、株価動向によらず、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式数が限定されていること(本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の議決権総数123,169個(平成25年3月31日現在)に対する希薄化率は5.03%)により、希薄化を限定し、既存株主の利益に配慮しています。本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。

③ 下限行使価額

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落による当社普通株式1株当たり価値の希薄化というデメリットを一定限度に制限できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。

④ 割当予定先との約束事項

当社は、SMBC日興証券との間で、本新株予約権の発行を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、SMBC日興証券が残存する本新株予約権を全て行使した日、本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たり116円の支払を完了した日又は平成28年6月30日のいずれか先に到来する日までの間、SMBC日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の普通株式及び当社の普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の普通株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)の発行又は売却(但し、ストックオプション等に関わる発行、株式分割、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。)を行わないことに合意する予定であります。

⑤ 譲渡制限

SMBC日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできないこととなっています。

⑥ 本新株予約権の取得事由

当社は、SMBC日興証券との間で、本新株予約権の取得について、以下の(r)~(r)0の合意をする予定であります。

- (ア)当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり116円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。
- (イ)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式 交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織 再編行為」といいます。)を当社の株主総会等で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に 従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日 に、本新株予約権1個当たり 116 円にて、残存する本新株予約権の全部を取得します。
- (ウ)当社は、本新株予約権の発行後、20 連続取引日(但し、終値のない日は除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該20連続取引日の最終日から起算して11銀行営業日が経過する日に、本新株予約権1個当たり116円にて、残存する本新株予約権の全部を取得・消却します。
- ⑦ 本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)~(エ)のようなデメリットがあります。

- (ア)本新株予約権による資金調達は、SMBC日興証券が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の個数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるものとなっているため、「1.募集の概要」(5)に記載された資金調達の額に相当する資金を短期間で調達することは難しくなっております。
- (イ) 本新株予約権は、「1.募集の概要」(6) に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、SMBC日興証券が本新株予約権を全て行使したとしても「1.募集の概要」 (5) に記載された資金調達の額に相当する資金を調達できない可能性があります。
- (ウ) 第三者割当方式という当社とSMBC日興証券のみの契約であるため、資金調達を行うために 不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することが難しくなっております。
- (エ)ファシリティ契約において、SMBC日興証券は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されているものの、SMBC日興証券が本新株予約権を行使しない場合には、その行使されなかった本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の資金調達がなされないことになります。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。また、通常数週間の準備期間を要するため、株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があると考えられます。
- ② 第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。
- ③ 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)は、MSCBの割当先が転換権を有しているため発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数(希薄化率)が未確定であるため、1株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。
- ④ 新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オファリング

においては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実 現できるかどうかが不透明であると考えられます。

- ⑤ ファシリティ契約の付かない新株予約権は、新株予約権の割当先の裁量で自由に新株予約権の行使が可能となることから、当社が権利行使の量とタイミングをコントロールすることができず、機動性及び希薄化の観点から適当ではないと考えられます。コミットメント型(割当先が一定数量の行使義務を負う形態)は株価や流動性の動きにかかわらず権利行使する義務を負うことになり、株価推移に影響を与える可能性もあると考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることが考えられます。
- ⑥ 借入により全額調達した場合、自己資本の充実を実現し、財務健全性の強化を図るという目的を達成することが出来ず、財務健全性が低下することが考えられます。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額(差引手取概算額)

・ 本新株予約権に係る調達資金
682,498,968 円
本新株予約権の払込金額の総額
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
681,780,000 円

発行諸費用の概算額

9,000,968 円

• 差引手取概算額

673, 498, 000 円

- (注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。
 - 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
 - 4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却 した場合には、本新株予約権に係る調達資金、発行諸費用及び差引手取金の概算額は減少い たします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に 記載のとおり673,498,000円です。具体的な使途については、平成26年7月までに浚渫船の建造資金の一 部に充当する予定です。

浚渫船とは、当社グループが得意とする海洋土木分野において使用する主に港の航路や泊地に堆積した 土砂を掘削し、水深を確保する浚渫工事を行う特殊な作業船であります。

今般の調達資金により建造する浚渫船は、大水深化に対応できる最大規模のグラブ浚渫機能をもち、平面部だけでなく法面掘削用のグラブバケットも装備し、法面形状に合わせた効率的な浚渫が可能です。また、浚渫駆動機関には、グラブバケットの回生エネルギーを有効に利用する、ハイブリッドシステムを採用し、環境にも配慮した作業船であり、沿岸地域における浚渫・埋立、防波堤、護岸、海底トンネル等の土木工事の受注獲得に有利に働くことが期待されます。

- (注) 1. 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて別途保管する 予定です。
 - 2. 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、支出予定時

期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合、当社は銀行借入を行い上記記載の使途へ充当する予定です。この場合、平成26年7月以降本新株予約権の行使期限である平成28年6月までにおいては、上記の資金使途は変更され、当該借入金の返済資金の一部に充当することとなります。

3. なお、具体的な使途である浚渫船の建造資金と差引手取概算額の差額については、銀行借入で対応する予定です。

なお、平成25年6月7日現在の「設備の新設、除却等の計画」については、以下のとおりであります。

会社名	75 / - 14	セグメント	乳供の中容	投資予	定金額	資金調達		び完了 年月	/# #Z
事業所名	名	の名称	設備の内容	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	方法	着手	完了	備考
本社	東京都目黒区	建設事業	作業船等	1,840	118	本新株予約権の発 行及び行使による 調達資金 借入金		平成26年 7月	27 ㎡グラブ浚渫船 直巻能力 110 t

(注)上記金額には、消費税等は含まれておりません。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による調達資金を、浚渫船の建造資金の一部に充当することにより、沿岸地域における浚渫・埋立、防波堤、護岸、海底トンネル等の土木工事の受注獲得に有利に働くことが期待されること及び自己資本の充実を実現し、財務健全性の強化を図ることは、当社の経営上合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を116円としました。なお、当該算定機関は、当社の株価、当社株式の流動性、当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しており、割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関の算定結果並びに発行条件についての考え方及びそのプロセスについてのTMI総合法律事務所の助言を参考にしつつ、また、「3.資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。また、行使価額は当初、平成25年6月6日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を32.53%上回る額としました。

これらの結果、本日現在において当社監査役全員から、本新株予約権の払込金額は上記算定結果に照らして割当予定先に特に有利でなく、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達の後、本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の議決権総数 123,169 個(平成 25 年 3 月 31 日現在)に対して 5.03%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、当社の業容を拡大し、今後の収益性の向上を図り、企業価値の増大を目指すものであり、また、比較的長

期間かつ継続的な資金需要の適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式数 6,198,000 株は、当社普通株式の過去3年間の月間平均出来高(約36,340,000 株)及び、割当予定先による市場売却が可能な株式数量を原則として前10営業日の日次平均出来高の25%以下とする規則(日本証券業協会「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第11条第3項)を勘案した計算結果としての権利行使・売却が可能な株数(約327,060,000 株)を下回っております。本新株予約権の行使期間を3年としていること、割当予定先として選択したSMBC日興証券との間で、当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等を規定するファシリティ契約を締結する予定であること、並びに当該資金調達による浚渫船の新造により、沿岸地域における浚渫・埋立、防波堤、護岸、海底トンネル等の土木工事の受注獲得に有利に働くことが期待されることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、発行数量の規模は合理的であると考えております。

また、①本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であること、②当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であること、③本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式には全て当社が有する自己株式が充当される予定であり、発行済株式数は増加しないことから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1)割当予定先の概要

(-)	1 1 / 2 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	
(1)	名称	SMBC日興証券株式会社
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
(3)	代表者の役職・氏名	取締役社長 久保 哲也
(4)	事 業 内 容	金融商品取引業等
(5)	資 本 金	100 億円
(6)	設 立 年 月 日	平成21年6月15日
(7)	発 行 済 株 式 数	200, 001 株
(8)	決 算 期	3月31日
(9)	従 業 員 数	7,541 人
(10)	主要取引先	投資家及び発行体
(11)	主要取引銀行	株式会社三井住友銀行
(12)	大株主及び持株比率	株式会社三井住友銀行 100%
(13)	当事会社間の関係	
		当該会社が当社の普通株式 24,214株(平成 25年4月 30 日現在。総議
	資 本 関 係	決権数の 0.02%) を保有しているほか、特筆すべき資本関係はありませ
		ん。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社
		の間には、特筆すべき資本関係はありません。
		当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、
	人 的 関 係	当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、
		特筆すべき人的関係はありません。
		当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、
	取 引 関 係	当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、
		特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関
	該 当 状 況	係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
		(平成 25 年 3 月末現在)

(14)	(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円。特記しているものを除きます。)						
決		算		期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
連	結	純	資	産	440, 533	458, 694	516, 883
連	結	総	資	産	8, 050, 152	8, 276, 730	6, 753, 074
1 株	1株当たり連結総資産(円)			円)	2, 202, 653	2, 293, 458	2, 584, 402
連	結 営	業	収	益	236, 706	251, 291	296, 623
連	結 営	業	利	益	42, 712	43, 754	74, 483
連	結 紹	常常	利	益	43, 105	44, 598	75, 750
連	結 当	期紅	〔 利	益	25, 481	19, 496	45, 759
1株当たり連結当期純利益(円)					127, 404	97, 479	228, 793
1 株	当たり	配当金	金 (F	円)	_		

(注) SMBC日興証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社 会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社はSMBC日興証券以外の金融機関からも提案を受けましたが、SMBC日興証券より提案を受けた本資金調達手法及びその条件は、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制するとともに、長期的かつ安定的な成長戦略の実現に向けた設備投資資金に充当することを目的としていること及び平成20年3月末日時点に292億円あった自己資本が、平成23年3月期までの3期連続の純損失計上により、平成25年3月末日時点では148億円にまで減少しており、自己資本の充実を実現し、財務健全性の強化を図ることが可能な資金調達を行うことに重点を置いている当社のニーズに最も合致しているものと判断しました。

その上で、「1.募集の概要」及び「3.資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の本資金調達方法の特徴その他の商品性全般に関する知識に加え、「(1)割当予定先の概要」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること等を総合的に勘案して、SMBC日興証券への割当を決定いたしました。

(注)本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるSMBC日興証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

SMBC日興証券は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却し、その他の場合は、適時売却していく方針です。また、SMBC日興証券はいずれの場合も市場動向を勘案し、借株を用いた売却又は適時売却を行う方針です。本新株予約権の目的株式数は、本新株予約権の払込時点における当社上場株式数の 10%未満となりませば、米社トSMBC日曜記券は、本新株予約権の払込時点における当社上場株式数の 10%未満となりませば、米社トSMBC日曜記券は、本新株予約権

本利休了利権の目的株式数は、本利休予約権の私込時点における当社工場株式数の10%未満となりますが、当社とSMBC日興証券は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づく措置を講じる予定です。当社はSMBC日興証券との間で、本新株予約権の発行を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、SMBC日興証券が残存する本新株予約権を全て行使した日、当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たり116円の支払を完了した日又は平成28年6月30日のいずれか先に到来する日までの間、SMBC日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の普通株式及び当社の普通株式を取得する権利あるいは義

務を有する有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の普通株式とする取得請求権 又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)の発行又は売却(但し、ストックオ プション等に関わる発行、株式分割、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動による ものを除きます。)を行わないことに合意する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権に係る払込みに要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、割当予定先の平成25年3月31日現在の財務諸表等から、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社は、SMBC日興証券との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をする予定であります。

なお、SMBC日興証券と三井住友信託銀行株式会社の間で株券貸借取引契約の締結を行う可能性が ありますが、現時点では契約内容に関して決定した事実はございません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成25年3月31日現在)	
若築建設協力会社持株会	5. 60%
三井住友信託銀行株式会社	4. 07%
株式会社三井住友銀行	2. 43%
株式会社千葉銀行	2. 25%
財団法人石橋奨学会	1.59%
若築建設従業員持株会	1.53%
三井生命保険株式会社	1. 23%
三井住友海上火災保険株式会社	1. 20%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	0.93%
BNY GCM CLIENT ACCOUNTS (M) LSCB	0.88%

- (注) 1. 上記のほか、発行済株式総数に対する自己株式の比率は4.85%であります。
- (注) 2. 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は6,198,000株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、4.79%となります。

9.今後の見通し

平成 25 年 5 月 14 日付「平成 25 年 3 月期 決算短信」にて公表いたしました通期の連結業績予想に変 更はありません。

なお、今回の資金調達は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金 の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。

10. 企業行動規範上の手続き

本件第三者割当は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)か

ら、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の 意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
連 結 売 上 高	59, 077	46, 823	65, 552
連 結 営 業 利 益	1,774	666	1, 504
連 結 経 常 利 益	2, 256	443	1, 130
連 結 当 期 純 利 益又 は 当 期 純 損 失 (△)	△5, 316	314	644
1 株当たり連結当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△43. 10	2. 55	5. 23
1株当たり配当金(円)	_	-	
1株当たり連結純資産(円)	111. 12	114. 95	120. 12

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成25年6月6日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	129, 649, 939 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)に	_	_
おける潜在株式数の総数		
下限値の転換価額(行使価額)に	_	_
おける潜在株式数の総数		
上限値の転換価額(行使価額)に	_	
おける潜在株式数の総数	_	_

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

		平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期		
始	値	129 円	110 円	101 円		
高	値	143 円	121 円	121 円		
安	値	76 円	64 円	82 円		
終	値	109 円	101 円	83 円		

② 最近6か月間の状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
始 値	108 円	110 円	112 円	101 円	115 円	95 円
高 値	121 円	114 円	113 円	121 円	117 円	97 円
安 値	100円	96 円	101 円	96 円	94 円	82 円
終値	109 円	111 円	101 円	114 円	97 円	83 円

- (注) 1. 各株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- (注) 2. 平成25年6月の株価については、平成25年6月6日現在で表示しております。

③ 発行決議前営業日における株価

		平成25年6月6日現在
始	値	87 円
高	値	90 円
安	値	82 円
終	値	83 円

- (注) 各株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

以上

若築建設株式会社 第1回新株予約権(行使価額修正条項付) 発行要項

1. 本新株予約権の名称 若築建設株式会社第1回新株予約権(行使価額修正条項付) (以下「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額金 718,968円

申込期間
平成25年6月24日
割当日及び払込期日
平成25年6月25日

5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、SMBC日興証券株式

会社に割当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 6,198,000 株とする(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1,000 株とする。)。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 本新株予約権の発行後、第11項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、交付株式数は次の算式により調整される。 なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後交付株式数×調整前行使価額 調整後交付株式数= 調整後行使価額

- (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、 調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (4) 調整後の交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(4)号による行使 価額の調整に関し、各号に定める調整後の行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 7. 本新株予約権の総数 6,198 個
- 8. 各本新株予約権の払込金額 金116円(本新株予約権の目的である株式1株当たり金0.116円)
- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 行使価額は、当初金110円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整 されることがある。
- 10. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)の前取引日(但し、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)のない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。以下「時価算定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取

引のVWAPの94%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。但し、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が金42円(以下「下限行使価額」という。但し、第11項による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式 数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額 調整式」という。)により行使価額を調整する。



- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て(以下総称して「株式分割等」という。)をする場合
 - 調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は 株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用 する。
- ③ 本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割当てる場合を含む。)は、新株予約権を無償で発行したものとして本③を適用する。)

調整後の行使価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の行使価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日(当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日)以降これを適用する。

但し、本③に定める証券(権利)又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である 場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意

したときは、調整後の行使価額は、当該証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と 引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交 付の対象となる新株予約権を含む。)の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づ く取得又は行使が可能となる日(以下「転換・行使開始日」という。)において取得の請求、 取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整 式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

④ 本号①乃至③の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、且つ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

株式数= (調整前行使価額ー調整後行使価額)×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数 調整後行使価額

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。
 - この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - ④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。(但し、 第14項第(2)号に定める場合を除く。)
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、時価算定日が、株式会社証券保管振替機構の定める新株予約権行使請求を取り次がない日の初日より前である場合に限り、本項第(2)号に基づく行使価額の調整を行うものとする。但し、下限行使価額については、常にかかる調整を行うものとする。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額(下限行使

価額を含む。以下本号において同じ。)、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を 本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないとき は、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使可能期間

平成25年7月1日から平成28年6月30日(但し、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までとする。但し、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

- 14. 本新株予約権の取得事由
 - (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金116円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金116円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。
 - (3) 当社は、本新株予約権の発行後、20 連続取引日(但し、終値のない日は除く。)の株式会社東京 証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該 20 連続取引日の最終日から起算して 11 銀行営業日が経過する日に、本新株予約権1 個当たり金 116 円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記 20 連続取引日の間に第11項に定める行使価額の調整の原因となる事 由が生じた場合には、当該 20 連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通 取引の毎日の終値は、本号の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。
- 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- 16. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行 使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 18 項に定める払込取扱場所の当社が指定する 口座に振込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 17. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社

18. 払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

19. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」とい

う。) 第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

20. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

21. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本要項並びに割当先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定し、割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金116円とした。

また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載の通りとし、行使価額は当初、平成25年6月6日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を32.53%上回る額とした。

22. 1単元の数の定めの廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読替 えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上